

後期高齢者医療制度加入の皆さんへ

保険年金課高齢者医療担当 (市役所1階10番窓口) ☎775-5125
FAX 775-9827

保険料額納入通知書を 7月中旬に郵送

後期高齢者医療保険料は、毎年住民税の確定後に、被保険者本人と世帯主の収入に応じて算定します(本算定)。平成23年度の後期高齢者医療保険料額の決定通知書兼納入通知書は7月中旬に郵送します。

保険料は、全ての被保険者に掛かります。保険料額は被保険者が等しく負担する「均等割」(年間4万3000円)と、所得に応じて負担する「所得割」(所得割率7・75割)の合計で計算します。均等割額と所得割率は、原則として県内は均一です。年間の保険料の限度額は50万円です。世帯主や被保険者の所得に応じて軽減します。

年金天引きから

口座振替へ変更できます

保険料が年金天引き(特別徴収)されている人と、これから年金天引きされる人は、支払い方法を口座振替に変更できます(年金天引きを希望する場合は、手続き不要)。「年金天引き」「口座振替」のどちらも、支払

う保険料額は同じです。

■変更手続き

①後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書②口座振替依頼書①②とも保険年金課にある、郵送も可)に必要事項を記入して、保険証、預(貯)金通帳、口座届け出印を用意して、保険年金課へ

■留意点

●年金天引きの場合は、保険料が年金受給者自身の社会保険料控除になります。振替で支払った人に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が減額になる場合があります。●変更手続きをしてから、年金天引きが中止されるまでには3、4カ月かかります。

●支払い方法を口座振替に変更した後、残高不足などにより引き落としができなかった場合は、年金天引きに戻すことがあります。

新しい保険証は

7月下旬に郵送

後期高齢者医療被保険者証(保険証)は8月1日(月)に更新になりますので、新しい保険証を7月下旬に

郵送します。記載内容(住所・氏名など)と裏面の注意事項を確認してください。

有効期限が過ぎた保険証は、保険年金課または各支所・出張所へ返却するか、はさみなどで切って処分してください。

■負担割合

保険証には、医療機関などで受診する時の窓口負担割合が記載されています。この割合は、世帯状況と平成22年中の市・県民税の課税標準額に応じて判定します(表1参照)。

現役並み所得者(3割負担)でも、収入を考慮した再判定の基準が設けられています(表2参照)。該当する場合、医療機関などで受診する時の窓口負担割合が1割になりますので、保険年金課へ申請してください。

※申請には、保険証と確定申告書の写しなど収入が分かるもの(公的年金以外の収入のある人)が必要です。



【表2】後期高齢者医療制度・負担割合の再判定基準

世帯の状況	収入額 (必要経費などを差し引く前の収入額の合計)	負担割合
被保険者が2人以上	各被保険者の収入額合計が520万円未満	1割
被保険者が1人	383万円未満	
被保険者が1人 (同一世帯内に70~74歳の人がいる)	他の世帯員(70~74歳の人)を含めた収入が520万円未満	

【表1】負担割合を判定する所得基準

区分	医療機関の窓口負担	市県民税課税標準額
一般・低所得者	1割	145万円未満
現役並み所得者	3割	145万円以上

※一般所得者は住民税課税世帯、低所得者は住民税非課税世帯です。負担割合は、同一世帯に属する被保険者だけの所得で判定します。



国民健康保険加入者の皆さんへ

保険年金課国保資格・課税担当
(市役所1階8番窓口) ☎775-5136
FAX 775-9827

新しい高齢受給者証(藤色)を7月下旬に郵送

国民健康保険(国保)高齢受給者証(藤色)は、8月1日(月)に更新になりますので、新しい高齢受給者証を7月下旬に郵送します。有効期限が過ぎた高齢受給者証は、保険年金課または各支所・出張所へ返却するか、はさみなどで切って処分してください。

■負担割合

国保加入者は、70歳の誕生日の翌月(1日生まれの方は誕生日)から75歳の誕生日の前日まで、高齢受給者証を医療機関などの窓口で提示することで、1割(平成24年4月からは2割)または3割負担になります。負担割合を判定する所得基準は後期高齢者医療制度と同様です(12ページ表1参照)。負担割合の判定は、同一世帯に属する70~74歳の国保加入者の所得を基に行うため、同一世帯の人は同じ負担割合になります。

※75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度に加入することになります。

■負担割合の再判定

現役並み所得者(3割負担)でも、

収入を考慮した再判定基準が設けられています(表3参照)。

該当する人は、①国保被保険者証(保険証)②国保高齢受給者証③公的年金以外の収入がある人は、確定申告書の写しなど収入の分かる物を用意して、保険年金課へ申請してください。

同一世帯内の70歳以上の人が国保を加入・脱退した時や、所得額の変更があった時は、負担割合をさかのぼって変更することがあります。※医療機関にかかる時は、保険証と高齢受給者証を提示してください。

【表3】国保・負担割合の再判定基準

世帯の状況	収入額 (必要経費などを差し引く前の収入額の合計)	負担割合
70~74歳の国保加入者が2人以上	該当者の収入合計が520万円未満	1割負担 (平成24年4月以降は2割)
70~74歳の国保加入者が1人	383万円未満	
70~74歳の国保加入者が1人、かつ同一世帯内に後期高齢者医療制度に移した旧国保加入者を含めた収入合計が520万円未満	後期高齢者医療制度に移した旧国保加入者がある	

年金天引きから

口座振替へ変更できます

国民健康保険税が年金天引き(特別徴収)されている人と、これから年金天引きされる人(7月上旬に発送する納税通知書で確認してください)は、支払い方法を口座振替に変更できます(年金天引きを希望する人は手続き不要)。

※「年金天引き」と「口座振替」のどちらも年税額は同じです。

■変更手続き

①特別徴収中止申出書②口座振替依頼書に必要事項を記入して、健康保険証、預(貯)金通帳、口座届け出印を用意して、保険年金課(市役所

1階8番窓口)へ
※必要な書類は保険年金課にあります(郵送も可)。

■留意点

●年金天引きの場合、納付された保険税は年金受給者自身の社会保険料控除になりますが、口座振替の場合は、口座振替で支払った人に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が減額になることがあります。

●手続き後、年金天引きを中止するまでには3、4カ月かかります。

●支払い方法を口座振替に変更した後、残高不足などにより引き落としができなかった場合は、年金天引きに戻すことがあります。

麻しんおよび風しんの定期予防接種 高校2年生も接種可能に

⇒健康推進課(保健センター内) ☎774-1411
FAX 776-7355

平成23年度に限り高校2年生相当の年齢の人は麻しんおよび風しんの予防接種を受けられます。麻しんおよび風しんの海外への持ち出しや海外からの持ち込みを防止するため、修学旅行などで海外に行く高校2年生相当の年齢の人は接種を受けるようにしてください。なお高校2年生相当の年齢時に接種した場合、翌年度に予防接種はできません。

▶対象 平成6年4月2日~7年4月1日生まれ(高校2年生に相当する年齢の人) ▶接種期間 平成24年3月31日(土)まで ▶接種回数 1回 ▶費用 無料 ▶持ち物 母子健康手帳、健康保険証、予診票(市内実施医療機関、保健センターにある。保護者が同伴しない場合の予診票は市民課、各支所・出張所にもある) ▶接種場所 市内実施医療機関



介護保険 65歳以上の皆さんへ

高齢介護課
☎775-5127
☎776-8872

●納入通知書を7月上旬に郵送

第1号被保険者(65歳以上)へ「納入通知書(介護保険料額決定通知書)」を7月上旬に郵送します。具体的な納め方は、同封のしおりをご覧ください。

平成23年度中に65歳を迎え、老齢基礎年金、退職年金、遺族年金、障害年金の受給が6月以降に始まる人は、平成24年2月までは普通徴収(納付書(コンビニでの納付可)か口座振替)で納付し、平成24年4月以降に特別徴収(年金天引き)が始まります(図1参照)。

第2号被保険者(40~64歳)は加入している健康保険の保険料と一緒に納めることになっています(図2参照)。

●保険料Q&A

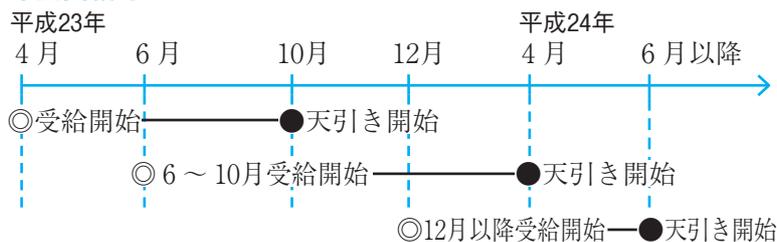
Q 保険料は、なぜ納めなければならないのですか？

A 介護保険制度では、40歳以上の全ての方が保険料を納めることになっています。皆さんが負担する保険料で介護保険事業を運営していま

【図1】 特別徴収(年金天引き)の開始時期

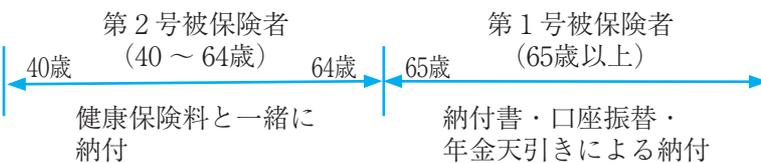
年金(年額18万円以上)の受給開始が4月の人は、10月から介護保険料の年金天引きが開始されます。また年金の受給開始が6・8・10月の人は平成24年4月から、12月以降の人は平成24年6月以降から天引きが開始されます。
※受給手続き時期により、下記のとおりにならない場合があります。

年金支給月



【図2】 介護保険料の納付方法

第1号被保険者の保険料は高齢介護課へ、第2号被保険者の保険料は所属する健康保険へ直接問い合わせてください。



- 納付は便利な口座振替もあります。
- ① バーコードが印字されていない
- ② 納付書1枚当たりの金額が30万円を超える
- ③ 取り扱い期限が過ぎた
- ④ 金額の訂正がある
- ⑤ 傷、汚れなどでバーコードが読み取れない

す。介護が必要になったときに安心して利用するためにも保険料の納付は大切です。保険料を滞納すると介護サービス利用する時に、給付を制限することがありますので、注意してください。

Q 特別徴収になっていますが、4・6月の保険料はどのように決まるのですか？

A 保険料決定前の期間を仮徴収期間とし、基本的に2月と同額を天引きし、7月の保険料決定後に年額を8月以降の期間で調整します。

Q 特別徴収されていますが、口座振替に変更するにはどうすればいいですか？

A 介護保険料が特別徴収の人は、口座振替に変更することはできません。後期高齢者医療保険料とは仕組みが異なりますので、注意してください。

●保険料の納付相談

介護保険料の納付で困ったときは、高齢介護課(市役所2階③番窓口)へ相談してください。

介護保険料・後期高齢者医療保険料もコンビニで納付が可能に

高齢介護課 ☎775-5127
保険年金課 ☎776-8872
☎775-5125
☎775-9827

7月4日(月)以降に発行する介護保険料と後期高齢者医療保険料の納付書は、市税などと同様に全国の主なコンビニで納付ができます。

▼取り扱いできるコンビニエンスストア(50音順)

am/pm、エブリワン、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セーブオン、セブンイレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン

※次の①~⑤の場合は、コンビニでの納付はできません。金融機関などを利用してください。

